

2024.9.9 使用料規程新旧対照表

旧規程	新規程	変更理由																																				
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 平成30年9月28日届出 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 レコード実演の利用</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす技術的手段が講じられた送信に限る。）</u></p> <p><u>① 送信可能化の期間が当該放送の終了時刻から起算して168時間を超えないこと。</u></p> <p><u>② 各番組の聴取可能期間が、聴取者による当該番組の聴取開始時刻から24時間を超えず、かつ、累計聴取時間が3時間を超えることがないようにされていること。</u></p> <table border="1" data-bbox="145 1493 1207 1967"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>情報料又は広告料等 収入がある場合</th> <th>収入がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レコード実演 使用時間比</td> <td>a. 50%超</td> <td>情報料及び広告料等 収入の 7.9%</td> <td>1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>b. 20%超 50%以下</td> <td>情報料及び広告料等 収入の 5.65%</td> <td>1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>c.20%以下</td> <td>情報料及び広告料等 収入の 2.25%</td> <td>1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低使用料</td> <td colspan="2">1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする</td> </tr> </tbody> </table>			情報料又は広告料等 収入がある場合	収入がない場合	レコード実演 使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等 収入の 7.9%	1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等 収入の 5.65%	1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	c.20%以下	情報料及び広告料等 収入の 2.25%	1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする		<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 平成30年9月28日届出 <u>一部変更 令和6年9月9日届出</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 レコード実演の利用</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>2. オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用 次に掲げる番組の利用について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）</u></p> <p><u>① 次に掲げる条件をいずれも満たす送信</u></p> <p><u>(ア) 送信可能化の期間が当該放送の終了時刻から起算して168時間を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 各番組の聴取可能期間が、聴取者による当該番組の聴取開始時刻から24時間を超えず、かつ、累計聴取時間が3時間を超えることがないようにする技術的手段が講じられていること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1308 1493 2371 1967"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>情報料又は広告料等 収入がある場合</th> <th>収入がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レコード実演 使用時間比</td> <td>a. 50%超</td> <td>情報料及び広告料等 収入の 7.9%</td> <td>1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>b. 20%超 50%以下</td> <td>情報料及び広告料等 収入の 5.65%</td> <td>1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>c.20%以下</td> <td>情報料及び広告料等 収入の 2.25%</td> <td>1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低使用料</td> <td colspan="2">1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする</td> </tr> </tbody> </table>			情報料又は広告料等 収入がある場合	収入がない場合	レコード実演 使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等 収入の 7.9%	1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等 収入の 5.65%	1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	c.20%以下	情報料及び広告料等 収入の 2.25%	1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額	最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする		<p>改正履歴を追加した。</p>
		情報料又は広告料等 収入がある場合	収入がない場合																																			
レコード実演 使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等 収入の 7.9%	1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																																			
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等 収入の 5.65%	1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																																			
	c.20%以下	情報料及び広告料等 収入の 2.25%	1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																																			
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする																																				
		情報料又は広告料等 収入がある場合	収入がない場合																																			
レコード実演 使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等 収入の 7.9%	1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																																			
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等 収入の 5.65%	1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																																			
	c.20%以下	情報料及び広告料等 収入の 2.25%	1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額																																			
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする																																				

